随 意 契 約 結 果 表

担　当　課　名	管理課		
案　　件　　名	管委第11号　桜づつみ修景施設他維持管理業務（その2）		
案　件　の　概　要	定期的な除草・剪定を行い、桜づつみ修景施設他の良好な維持管理を図るため、本業務を実施する。		
随意契約の種類	○ 随意契約　　◉ 単独随意契約		
契　約　年　月　日	令和　7　年　6　月　16　日	契約の相手方	公益社団法人 三田市シルバー人材センター
契　約　金　額	3,753,000 円　（うち消費税相当額　341,181 円）		
契　約　期　間	契　約　を　行　っ　た　日　～　令和　8　年　2　月　28　日　まで		
随意契約とした理由	三田市シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定された団体であり、その目的は高齢者の自主的な活動を通じて、就業機会の創出と拡大を図り、就労を通じて地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的としている。		
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 3 号の規定による。		